

改正

平成18年12月25日条例第36号

知立市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に本市が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる場合の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、法人その他の団体で指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者の申請等の制限)

第2条の2 法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体又は施設の管理を行わせることが適当でないものとして市長が定めるものは、指定管理者となり、又は次条に規定する申請をすることができない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体で指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする施設における管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから施設の管理を行わせることに最も適したものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- (2) 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 施設の管理を通じて取得した個人情報についての保護管理体制が整備されていること。
- (5) その他市長が施設の性質、設置目的等に応じて別に定める事項に適合していること。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定管理者の指定を行ったときは、その旨を当該指定管理者に通知するとともに告示しなければならない。

(指定の期間)

第6条 指定管理者が施設の管理を行う期間（以下「指定の期間」という。）は、5年以内とする。ただし、施設の性質、設置目的等からこれにより難い施設については、この限りでない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長と施設の管理に関し、協定を締結しなければならない。

2 前項に規定する協定で定める事項は、規則で定める。

(第三者への委託)

第7条の2 指定管理者は、その管理する施設の管理の業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、当該管理の業務の一部について市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について定期又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を当該指定管理者に通知するとともに告示しなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(市長による管理)

第11条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 市長は、前項の規定により管理の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするときは、その旨を告示しなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設の建物、附属設備又は物品（以下「建物等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によってその管理する施設の建物等を損壊し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者選定等審査委員会)

第14条 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定等を公平かつ適正に行うため、知立市指定管理者選定等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員15人以内で組織する。

- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査委員会に特別の事項を調査、審査等させるため、臨時委員若干人を置くことができる。この場合において、臨時委員は、当該特別の事項に関する調査、審査等が終了したときに解任されるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(教育委員会の公の施設への適用)

第15条 この条例を教育委員会が所管する施設に適用する場合においては、この条例の規定（第13条の規定を除く。）中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。
(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(知立市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 知立市個人情報保護条例（平成13年知立市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第12条及び第13条を次のように改める。
(委託に伴う措置等)
- 第12条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該委託を受ける者に対し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第13条 削除

第44条中「又は第13条第1項の受託した」を「、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第12条第3項に規定する」に改める。

(知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合計画審議会委員

」

を

「

総合計画審議会委員
指定管理者選定等審査委員会委員

」

に改める。

附 則（平成18年12月25日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。